

平成28年第6回教育委員会定例会日程

日 時 平成28年6月28日(火)

午後3時30分

場 所 大栄中学校 会議室

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

3 行政報告

教育長

教育総務課長

生涯学習課長

図書館長

中央公民館長

4 議 案

議案第24号 北栄町外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則の
制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料1

5 協議事項

(1) 平成28年度教育委員県外視察研修について・・・・・・・・資料2
今後提案させていただくにあたり「テーマ」を検討

6 報 告

- ・平成28年北栄町議会6月定例会一般質問について・・・・・・・・資料3
- ・北栄町立学校情報取扱基準の制定について・・・・・・・・当日配付
- ・区域外就学の認定について・・・・・・・・資料4

7 その他

- ・鳥取県市町村教育委員会研究協議会総会、研究大会の開催について
日時：平成28年7月8日(金)午後2時から
※理事会午後1時10分から
会場：ホテルセントパレス倉吉
- ・鳥取県市長村教育委員研修会
日時：平成28年8月1日(月)午後 ※予定
会場：倉吉シティホテル

・次回教育委員会 定例会 7月26日(火) 午後1時30分から

8 閉 会

第6回 教育委員会 報告

平成28年6月28日

＝教育長＝

◎業務内容

- 6月 1日 北栄町すいかながいも健康マラソン大会実行委員会
- 6月 2日 北条中学校計画訪問
教育連絡会
- 6月 3日 由良こども園計画訪問
大栄中学校計画訪問
- 6月 6日 議会全員協議会
発達支援連携協議会
- 6月 7日 あいさつ運動推進強調期間街頭啓発
鳥取中央育英高等学校校長意見交換会
北栄町学校給食会理事会
- 6月 9日 大栄小学校学事訪問
- 6月10日～28日 6月議会定例会
議会行政報告会
- 6月12日 読みメンぱーく i nとっとりへ行こう
- 6月15日 大栄小学校計画訪問
- 6月16日 大栄中学校学事訪問
大栄小学校・大栄中学校合同人権学習会開講式
北栄町学校給食会総会
北栄町人権教育推進協力員会議
- 6月19日 第29回北栄町すいかながいも健康マラソン大会
- 6月20日 同日公開参観日
- 6月21日 北条小学校学事訪問
- 6月23日 鳥取県町村教育長会総会・研修会
- 6月24日 練心館来庁
第1回北栄町人権教育地区推進員会議
- 6月26日 すいかウォーク
東伯郡民体育大会北栄町結団式
- 6月27日 北条中学校学事訪問
中部教育局長面談
- 6月28日 大栄中学校生き方を学ぶ講演会&プール竣工記念事業

第3回 教育連絡会

★私たちの中心にある一番の目的は

「子どもたちのために」

このことを忘れることなく、初心に戻って

★いじめ問題について

いじめの認知は、1学期が多いので、子ども達の様子をしっかりと観察して、兆候を見逃すことなく適切な対応をお願いします。

★報連相＋確認

報 良い結果も悪い結果も事実をありのまま伝える。

連 すばやく正確に伝える。組織で情報を共有。

相 独断で判断せず、早めに上司に相談。相談する際は、問題点を整理して自分で代案を考えておく。

確認 結果の確認をしてください。

★登下校時の安全確保

児童・生徒への注意喚起、自転車運転ルールの徹底（ヘルメット着用、併走禁止）を図ってください。

6月は、平成26年度の危険箇所対策について検証の月になっているので対応をお願いします。

通学路見守りボランティア、こどもかけこみ110番への協力依頼をお願いします。

○全国町村教育長会定期総会・研究大会に参加して

5月12、13日に表記の会に参加してきました。

・研究大会

講演「地方の教育行政にきたいするもの」

今後の教育は、脱「ゆとり」ただし、緩みにならない、詰め込みにならない教育への変革

言われたことをする教育→何をするか考える教育へ

・実践事例 3事例

・文部科学省重点事項説明

教育再生実行会議 第9次提言

馳プラン

チーム学校

英語能力の強化、不断の授業改善

○教頭候補者試験について

50代の教職員の大量退職に備えて、将来管理職に適していると思われる職員に声かけをしてください。

試験に備えて学習の仕方を先輩として助言、指導してあげてください。

○学校図書室について

学校図書室の利用状況や貸し出し状況を教えてください。

○熱中症対策について

熱中症への対応が必要な季節となりました。屋外だけでなく屋内であっても油断することなく対応をお願いします。

- ・こまめに水分補給 ただし、水の飲み過ぎによる低ナトリウム血症も注意してください。
- ・休憩をこまめにとる
- ・気象庁や県から出される熱中症指数をこまめに気にする

○幼児期までに育てほしい力について

中央教育審議会の幼稚教育部会では、「幼児期の終わりまでに育てほしい姿の再整理イメージ」をまとめています。2030年の社会と子どもたちの未来を見据えて平成22年の「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続のあり方について」の12項目を踏まえて10項目に再整理されています。一読してください。

＝教育総務課＝

1 平成 28 年度北栄町いじめ問題対策連絡協議会について

『開催日時』5月26日、13時30分～

『開催場所』役場大栄庁舎第3会議室

『概要』小学校、中学校と町の今年度のいじめ防止の取組みについて協議を行ったほか、倉吉児童相談所、倉吉警察署との連携について確認を行いました。

2 平成 28 年度北栄町学校給食会理事会及び総会について

『開催日時』理事会：6月7日午後6時～、総会：6月16日午後7時～

『開催場所』理事会：中央公民館、総会：大栄農村環境改善センター

『概要』理事会では、総会の議題となる平成26年度の事業報告、決算、平成27年度の事業計画、予算について議案の事前確認を行いました。総会では、理事や委員21人が出席（うち委任状出席4人）、すべての議案が原案のとおり承認されました。

3 第1回同日公開参観日について

『開催日時』6月20日、8時30分～など

『開催場所』町内保育所、こども園、小学校、中学校

『概要』こどもたちの生活や学びの様子を多くの保護者や地域のみなさんに見て、知っていただくために開催しました。_名の方が参観しました。次回は10月12日です。

4 平成 27 年度教育行政評価について

5月31日開催の第5回教育委員会定例会で協議いただいた「平成27年度 北栄町教育委員会事務管理及び執行状況点検評価報告書」を6月10日行われた議会行政報告会において議会報告し、ホームページにおいて公表しました。

■今後の園・学校行事等

- ・6月29日（午前）北条小学校計画訪問

入札日	工事名等	内 容	指 名 業者数	入札回数 落札業者	予定価格 契約金額	期間等
(担当課：教育総務課)						
5/20	北条中学校 音楽室エアコン設置工事	空調機設置	3	1	2,397,600	5/23 ～
				きたのでんき(有)	2,214,000	6/30
6/15	北条小学校 図書室改修工事	図書室拡幅 工事	5	1	4,800,000	6/20 ～
				讃岐木材(株)	4,750,920	9/30
6/16	北栄町立 小・中学校 タブレット 機器等購入 業務	タブレット 端末(120台) 及び関連ソ フトの整備	8	1	28,139,400	6/16 ～
				(株) ケイズ	25,002,000	8/12
6/23	大栄中学校 トイレ洋式 化工事	和式便器 20 器を洋式便 器に交換	6	1	9,435,008	6/27 ～
				(株) ヨシムラ	9,018,000	9/30
6/23	北条中学校 トイレ洋式 化工事	和式便器 18 器を洋式便 器に交換	6	1	8,086,253	6/27 ～
				晃進建設(有)	7,776,000	9/30

＝生涯学習課＝

1 第1回あいさつ運動強調期間について

期 間 6月6日～10日

場 所 JRコナン（由良駅）ほか町内3カ所（北条・大栄各2ヶ所）

参加者 のべ135名

概 要 ・午前7時30分から8時20分頃、青少年育成北栄町民会議等関係者等が、
登校する小中高生等に声かけ、あいさつを実施
・保育所（園）、こども園、小中高等学校内、あいさつ運動モデル自治会、
推進事業所等でも実施

2 第29回すいか・ながいも健康マラソン大会

期 日 6月19日（日）

場 所 お台場公園発着

参加者 ランナー 4,669名（エントリー数）

※ 13km：1,326名 5km：1,038名 10km：2,305名

概 要 ・朝、開会式等で降雨はあったが、レース中はほぼ止み、ランナーにとっては絶好のコンディションとなる。
・開会式 8時50分 スタート 9時30分、9時50分 閉会式 11時00分
・35都道府県（北海道～鹿児島）、海外9か国（台湾、中国、韓国、モンゴル、アメリカ、アイルランド等）
・最高齢ランナー 男性90歳 女性81歳
・救護所対応 8名（本部6名、大谷2名） 熱中症・熱中症の疑い内6名
※救急搬送は内1名
・ボランティア・スタッフ説明会（6/7.8.9.11.12）

3 北栄てくてくウォーキング すいかウォーク

日 時 6月26日（日） スタート 9時（受付 8時30分～）

場 所 出会いの広場発着

概 要 ・約8km（すいか畑、すいか統合選果場経由）
・すいか食べ放題

4 今後の行事について

(1) ほくほくパソコン・ネット講座（コース1、コース2、コース3）

期 日 7月1日からスタート（別紙参照）

場 所 ほくほくプラザ（北栄人権文化センター）

(2) 第62回東伯郡郡民体育大会

期 日 7月10日（日） メイン日（期間7/3～17）

場 所 琴浦町が主会場

(3) 部落解放月間

期 間 7月10日(日)～8月9日(日)

(4) 第2回分かりやすいじんけんの話 人権バンド「しんゆう」トーク&コンサート

日 時 7月31日(日) 13:30～15:15

場 所 中央公民館

公演名 一人の百歩より、百人の一步 ～つながりを求めて～

【その他特徴的な事項】

・工事発注状況

北条歴史民俗資料館屋根内樋他修繕工事 石賀建設(株)

すいか・ながいも健康マラソン大会テント等借り上げ業務 (有) 寿テント

// 警備委託業務 (有) アトラス警備保障

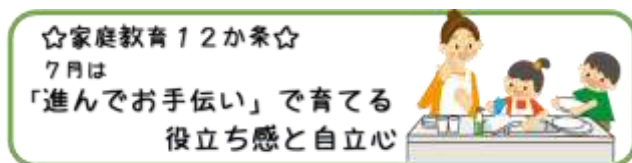
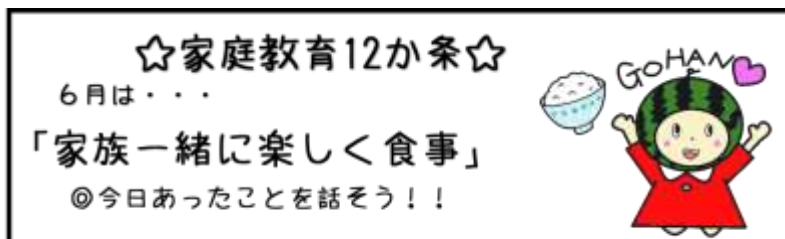
北条体育館耐震補強工事(建築主体) 共栄組・アークス特定建設工事共同企業体

// (電気設備) (株) スギテック

// (機械設備) (有) 中原設備商会

// 監理業務 (有) 安本設計事務所

・県立美術館について



＝図書館＝

1 ホテルマップ作成について

期 日 5月19日(木)～6月30日(木)

場 所 図書館ロビー・北条分室

概 要 ・「いつ」「どこで」「どのくらい」のホテルを見たか、利用者から情報提供していただき、地図にシールを貼って、図書館オリジナル地図を完成させる。

・「ホテルに関する本」「環境に関する本」の展示

2 鳥取中央育英高校「キャリア探究」講話について

日 時 6月9日(木) 午後1時10分～2時55分

場 所 鳥取中央高等学校 教室

概 要 高校生が地域の課題や現状を知ること、地域貢献ならびに地域創造の志を立てる機会とすることを目的に開催。各企業等が高校に出かけて行き、説明をする。図書館の活動状況や事業内容、特色等を紹介する。

※1年生152名、3年生147名を20名程度の班に分け、各班30分の時間で3回講話を行う。

3 中学生・高校生 図書館ボランティア募集について

募集期間 6月9日(木)～6月30日(木)

活動期間 夏休み期間中(活動日時等は相談の上決定)

活動場所 北栄町図書館(北条分室は対象外)

対 象 北条・大栄中学校、鳥取中央育英高等学校、中央高等学園専修学校のいずれかに通う生徒

活動内容 書架整理、本の配架、資料のスクラップ、読みきかせなど

4 「読みメンぱーく in とっとりへ行こう！」について

日 時 6月12日(日) 午後1時30分～

場 所 図書館 研修室

概 要 ①えーさくおじさんの読みメンを楽しもう！

講師：岩田英作さん(島根県立大学短期大学部教授)

②大型絵本を楽しもう！

読みメン・・・県立図書館職員、北栄町教育長、村尾保育士

※鳥取県立図書館との共催事業。入場無料

参加者 36名(大人29名、子ども7名)

5 あたまイキイキ音読教室について

日 時 6月22日(水) 午前10時30分～

場 所 図書館 研修室

概 要 ・昔話や絵本、童話などを全員で声に出して読む。手遊び・歌も盛り込む。

- ・関連図書の展示コーナーの設置

参加者 名

6 出前講座「大型絵本の読みきかせ&しおり作り」について

日 時 6月26日(日) 午前9時30分～

場 所 北条こども園 遊戯室

概 要 3歳児親子会より依頼

- ・大型絵本の読み聞かせ
- ・絵本の大切さについてのミニ講話(5～10分程度)
- ・しおり作り

参加者 名(大人 名、子ども 名)

7 今後の予定について

(1) ワクワク大栄・ワクワク北条 職場体験受け入れについて

期 間 7月5日(火)～7月8日(金)

場 所 北栄町図書館・北条分室

概 要 絵本の読みきかせ、書架の整理、本の修理、おすすめの本の紹介作業など

活動人数 図書館 2名、北条分室 1名

(2) 出前講座「あたまイキイキ音読教室」について

日 時 7月13日(水) 午前10時～11時

場 所 松神公民館

概 要 大型絵本の読みきかせ、音読(手遊び、歌、童話など)を楽しむ。

(3) 平成28年度郷土史入門講座(第1回)について

日 時 7月16日(土) 午後1時30分～3時30分

場 所 図書館2階 研修室

講 師 高橋正弘氏(郷土史研究家)

概 要 「堤城主 山田氏の戦国時代」

(4) あたまイキイキ音読教室について

日 時 7月20日(水) 午前10時30分～

場 所 図書館 研修室

概 要 ・昔話や絵本、童話などを全員で声に出して読む。手遊び・歌も盛り込む。
・関連図書の展示コーナーの設置

(5) 出前講座「あたまイキイキ音読教室」について

日 時 7月19日～22日のいずれか 午後2時～3時

場 所 北条デイサービス

概 要 大型絵本の読みきかせ、音読(手遊び、歌、童話など)を楽しむ。

(6) 図書館コンサート (第1回) について

日 時 平成28年7月31日 (日) 午後6時~1時間程度

場 所 北栄町図書館 1階フロア

内 容 ヴィオラ演奏と絵本の読みきかせ

演奏者 生原幸太 さん (ヴィオラ奏者)

【特徴的な事項】

1 図書館の貸出状況等について

平成28年5月分の貸出等実績

		利用者人数 (人)	貸出冊数 (冊)
5月分 (前年分)	図書館	1,566 (1,499)	5,638 (5,616)
	北条分室	639 (552)	2,325 (2,024)
累計 平成28年 (平成27年)	図書館	3,083 (2,879)	11,062 (10,890)
	北条分室	1,297 (1,153)	4,790 (4,173)

＝中央公民館＝

1 中央公民館ロビー展について

日 時 6月1日(水)～30日(木)

場 所 中央公民館 ロビー

概 要 ・歴史民俗資料館合同企画展

「北条砂丘の自然と世界の乾燥地農業展」

2 北栄ゆら由良 川くんだりファイナルについて

期 日 8月7日(日)開会式 午前8時50分 大誠体育館

スタート 午前9時30分 瀬戸 宮ノ下橋

概 要 ・イカダの部(一般・小学生の部)、ゴムボートの部

・フォトコンテスト

・第2回実行委員会

日 時 6月20日(月)午後7時30分～午後9時

場 所 大栄農村環境改善センター

参加者 5名

概 要 (報告)参加チーム状況、協賛金

(協議)アイデア賞、フォトコンテスト、ファイナルイベント、事前
説明会

3 平成28年度シニアクラブについて

(1) 総合学習

期 日 6月20日(月) 午後2時～午後4時

場 所 北条こども園・小・中学校

参加者 15名

内 容 地域訪問「同日公開参観日に地域のこどもたちの生活を知ろう！」

(2) コース別学習

日 時 6月27日(月) 午後2時～午後4時

場 所 中央公民館 講堂ほか

参加者 ()名

概 要 パソコン・ニュースポーツ・歌唱・習字・フラダンス・食を考える・絵てが
み・和紙あかりの8コースに分かれての学習

4 青少年育成講座「おもしろまなびタイム～前期～」について

(1) 「ニュースポーツで遊ぼう！」

日 時 6月8日(水)午後3時30分～午後5時

場 所 中央公民館 講堂

参加者 6名

内 容 ニュースポーツを通じて仲間づくりと学び

講 師 福祉レク・ネットワーク鳥取 代表 玉木 純一 氏

(2)「おやつづくりにチャレンジ！」

日 時 6月29日(水) 午後3時30分～午後5時

場 所 中央公民館 講堂

参加者 () 名

内 容 おやつづくりを体験

講 師 管理栄養士 河本 順子 氏

5 民芸実習館活用講座について

(1)「第1回陶芸教室」

日 時 6月12日(日) 午後2時～午後4時

概 要 マイカップ・おやつ皿に色付け

講 師 松本 優佑 氏

参加者 11名

(2)「木版画教室」

①日 時 6月9日(木) 午後1時30分～午後3時30分

概 要 第2回木版を彫って形にしよう！

参加者 12名

②日 時 6月23日(木) 午後1時30分～午後3時30分

概 要 第3回色付けて完成！

参加者 () 名

講 師 わたり 弘子 氏

6 北栄文芸(第43号)について

(1) 編集委員会

日 時 6月13日(月) 午後1時30分～午後4時

場 所 中央公民館 中研修室

参加者 10名

概 要 ・平成28年度編集委員会体制・会議の確認

・投稿者の集いの開催検討

・第43号の原稿校正

予 定 第43号：7月11日(月) 部数 300部発刊

(販売200円 ※ バックナンバーも販売)

第44号：9月12日(月) 原稿締切

【特徴的な事項】

・中央公民館ロビー展について

①日 時 7月1日(金)～15日(金)

概 要 社会を明るくする運動展

②日 時 7月16日(土)～31日(日)

概 要 ちぎり絵教室作品展

場 所 中央公民館 ロビー

・北条民芸実習館講座について

「第2回木工教室」

日 時 7月10日(日) 午前9時～正午

概 要 サラダボールを作ろう

講師 本庄 靖男 氏

「第2回陶芸教室」

日 時 成 形：7月10日(日)

色付け：7月24日(日) いずれも午後2時～午後4時

概 要 お茶碗とおかず皿を作ろう

講師 松本 優佑 氏

「第2回水墨画教室」

①日 時 7月24日(日) 午前9時～午前11時

概 要 第2回風景を描こう

講師 中川 端月 氏

・シニアクラブ学習について

総 合 7月11日(月) 午後2時30分～午後4時

交通安全講座「交通事故にあわない・起こさないためには」

講師 (株)鳥取県倉吉自動車学校 講習課長 山根 正一 氏

コース別 7月25日(月) 午後2時～午後4時

パソコンほか8コースの学習

・青少年育成講座「おもしろまなびタイム」について

「ニュースポーツで遊ぼう！」

日 時 7月13日(水) 午後3時30分～午後5時

場 所 中央公民館 講堂

講 師 福祉レク・ネットワーク鳥取 代表 玉木 純一 氏

「“マジック” 工作にチャレンジ！」

日 時 7月20日(水) 午後3時30分～午後5時

場 所 中央公民館 講堂

講 師 地域ボランティア 岸田 泰彦 氏

・「鳥取大学に行って学ぼう！」について

期 日 7月29日(金) 午前9時～午後4時

場 所 鳥取大学工学部・技術部

概 要 大学で宿題～学生食堂で昼食～鳥取大学工学部棟見学～科学実験教室

募 集 小学3年生～6年生 20名程度

・「小学生プログラミング教室」について

日 時 8月3日(水)・4日(木)・5日(金)
 いずれも午後1時30分～午後4時
場 所 中央公民館 視聴覚室
概 要 パソコンプログラミング体験
募 集 小学4年生～6年生10名程度

議案第 24 号

北栄町外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則の制定について

北栄町外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の承認を求める。

平成 28 年 6 月 28 日提出

北栄町教育委員会教育長 別本勝美

記

別紙のとおり

北栄町外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則

北栄町外国語指導助手就業規則（平成17年北栄町教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この<u>任用規則(以下「規則」という。)</u>は、語学指導等を行う外国青年招致事業により、北栄町(以下「町」という。)において外国語指導助手の勤務条件を定めることを目的とする。</p> <p>2 外国語指導助手の勤務条件に関する事項でこの規則に定めのないものについては、労働基準法(昭和22年法律第49号。<u>以下、「労基法」という。)</u>その他の法令<u>及び町の条例(以下、労基法と併せて「法令など」という。)</u>の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に定める用語の<u>意味</u>は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5)任用団体 外国語指導助手を任用する組織</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 職務</p> <p>(外国語指導助手の職務)</p> <p>第3条 外国語指導助手は、<u>主として</u>北栄町教育委員会又は学校において、所属長又は校長の指示を受け、<u>次の各号</u>に掲げる職務を行う。</p> <p>(1)中学校における外国語授業<u>等</u>の補助</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4)外国語<u>担当教員等</u>に対する現職研修の補助</p> <p>(5)特別活動<u>や</u>部活動等への協力</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、語学指導等を行う外国青年招致事業により、北栄町(以下「町」という。)において<u>任用した</u>外国語指導助手の勤務条件を定めるものとする。</p> <p>2 外国語指導助手の勤務条件に関する事項でこの規則に定めのないものについては、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他の法令の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に定める用語の<u>意義</u>は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 職務</p> <p>(外国語指導助手の職務)</p> <p>第3条 外国語指導助手は、北栄町教育委員会又は学校において、所属長又は校長の指示を受け、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1)中学校における外国語授業の補助</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4)外国語教員に対する現職研修への補助</p> <p>(5)特別活動<u>及び</u>部活動等への協力</p>

(6) 外国語担当指導主事や外国語担当教員等に対する語学に関する情報の提供(言葉の使い方、発音の仕方等)

(7) ~ (9) (略)

2 (略)

第3章 任用期間及びその終了

(任用期間)

第4条 外国語指導助手の任用期間は、任用の日から1年間とする。

2 前項の任用期間満了後、町は、外国語指導助手として必要な能力を有すると実証される場合には、1年間の再度の任用を行うことができるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、町は、引き続き5年間の任用期間が経過した場合においては、再度の任用は行わないものとする。

(退職)

第5条 外国語指導助手は、前条の任用期間は誠実に職務を遂行しなければならない。ただし、真にやむを得ない理由により、前条の任用期間の満了前に退職しなければならないときは、退職しようとする日の30日前までに申し出なければならない。

(免職)

第6条 町は、外国語指導助手に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該外国語指導助手を免職することができる。

(1) 日本国憲法その他日本の法令など又はこの規則に違反した場合

(2) 禁錮以上の刑に処せられた場合

(3) 当該外国語指導助手の担当する職務に著しくふさわしくない行為があった場合

(4) ~ (7) (略)

2 前項の規定にかかわらず、町は、議会により予算が承認されず、又は予算が削減されたため外国語指導助手に対して給料を

(6) 外国語担当指導主事や外国語担当教員等に対する語学に関する情報の提供

(7) ~ (9) (略)

2 (略)

第3章 契約期間及びその終了

(契約期間)

第4条 参加者の契約期間は、契約日から1年間とする。ただし、所属長が特に認める場合は、本人の承諾を得て5年を超えない範囲で期間を延長することができる。

(退職)

第5条 外国語指導助手は、前条の契約期間は誠実に職務を遂行しなければならない。ただし、やむを得ず前条の期間の満了前に退職するときは、退職しようとする日の30日前までに申し出なければならない。

(解雇)

第6条 町は、外国語指導助手に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該外国語指導助手を解雇することができる。

(1) 日本国憲法その他日本の法令又はこの規則に違反した場合

(2) 当該外国語指導助手の担当する職務にふさわしくない行為があった場合

(3) ~ (6) (略)

2 前項の規定にかかわらず、町は、議会により予算が承認されず、又は予算が削減されたため外国語指導助手に対して給料を支払うことができない場合は、30日前までに予告し、又は1月分の給料を支払って外

支払うことができない場合は、30 日前までに予告し、又は1 月分の給料を支払って外国語指導助手を免職することができる。

3 外国語指導助手が免職された場合、町は給料その他一切の給付を行わない。

第4章 給料その他の給付

(給料及びその計算)

第7条 外国語指導助手の給料は、税控除前の額で来日1年目については月額28万円(年額336万円)、再任用された場合の2年目については月額30万円(年額360万円)、3年目については月額32万5千円(年額390万円)、4年目及び5年目については月額33万円(年額396万円)とする。

2 給料の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が休日又は勤務を要しない日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日又は勤務を要しない日でない日とする。

3 外国語指導助手の勤務が月の中途から開始し、又は月の中途で終了したときは、当該月にかかる給料の額は、その支給対象となる期間の現日数から第11条第2項及び第3項に規定する勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算により算出する。

4 (略)

(給料の減額)

第8条 外国語指導助手が勤務を要する時間に勤務しなかった場合は、この規則に別の定めがあるときを除き、当該勤務しなかった1時間につき前条第4項により計算した1時間当たりの額を前条第1項の給料から減額して支給するものとし、当該勤務しなかった時間の属する月の給料からこれを減額できなかつたときは、翌月の給

国語指導助手を解雇することができる。

3 外国語指導助手が禁錮以上の刑に処せられたときは、当該外国語指導助手は当然に解雇されたものとみなし、町は何らの給付を行わない。

第4章 給料その他の給付

(給料及びその計算)

第7条 外国語指導助手の給料は、税控除前の額で月額28万円、再任用された場合の2年目は30万円、3年目は32万5千円、特に優れた者として2回を超えて再任用された場合の4年目及び5年目は32万円とする。

2 給料の支給日は、特別な事由による場合を除き、毎月21日とする。ただし、その日が休日又は勤務を要しない日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日又は勤務を要しない日でない日とする。

3 前項の場合において、外国語指導助手の勤務が月の中途から開始し、又は月の途中で終了したときは、当該月に係る給料の額は、その支給対象となる期間の現日数から第11条第2項及び第3項に規定する勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算により算出する。

4 (略)

(給料の減額)

第8条 外国語指導助手が勤務を要する時間に勤務しなかった場合は、この規則に別の定めがあるときを除き、当該勤務しなかった1時間につき前条第4項の規定により計算した1時間当たりの額を前条第1項の給料から減額して支給するものとし、当該勤務しなかった時間の属する月の給料からこれを減額できなかつたときは、翌月の給料からこれを減額するものとする。

2 (略)

料からこれを減額するものとする。

2 (略)

(費用弁償等)

第9条 外国語指導助手が職務を行うために旅行するときは、一般職に属する職員の例により、費用を弁償する。

2 町は、赴任及び帰国のための費用を弁償する。

ただし、帰国費用は、次の各号に掲げる条件のすべてを満たす外国語指導助手に対して弁償するものとする。

(1) 第4条第1項の任用期間を満了すること。

(2) 任用期間満了日の翌日から1か月以内に、日本において町又は第三者と雇用関係に入らないこと。

(3) 任用期間満了日の翌日から起算して1か月を経過する日までに、帰国のために日本を出発すること。

3 前項の規定にかかわらず、本人の責に因らない理由により任用期間満了前に帰国する場合で、特に所属長がやむを得ないと認めるときは、帰国費用を弁償することができる。

第10条 (略)

第5章 勤務時間、休日、休暇及び休職

(勤務時間)

第11条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、所属長は、外国語指導助手に対し、前項以外の時間に勤務することを指示することができる。この場合は、その週を含めて4週間以内に代休を与えることとし、当該4週間を平均して1週間につき35時間を超える勤務をさせないものとする。

4 前項の勤務にあたっては、労基法第32

(旅費等)

第9条 外国語指導助手が職務を行うために旅行するときは、一般職に属する職員の例により、旅費を支給する。

2 町は、別に定めるところにより、外国語指導助手の赴任及び帰国のための旅費を支給する。ただし、帰国旅費は、次の各号に掲げる条件のすべてを満たす外国語指導助手に対して支給するものとする。

(1) 第4条第1項の契約期間を満了すること。

(2) 契約期間満了日の翌日から1ヶ月以内に、日本において町又は第三者と雇用契約に入らないこと。

(3) 契約期間満了日の翌日から起算して1ヶ月を経過する日までに、帰国のために日本を出発すること。

3 前項の規定にかかわらず、本人の責に因らない理由により契約期間満了前に帰国する場合で、特に所属長がやむを得ないと認めるときは、帰国旅費を支給することができる。

第10条 (略)

第5章 勤務時間、休日、休暇及び休職

(勤務時間)

第11条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、所属長は、外国語指導助手に対し、日曜日又は土曜日に勤務することを指示することができる。この場合は、その週を含めて4週間以内に代休を与えることとし、当該4週間を平均して1週間につき35時間を超える勤務をさせないものとする。

条に基づき、当該週の勤務時間の合計が 40 時間を超える勤務をさせないものとし、1 日については 8 時間を超えて勤務させないものとする。また、同法第 35 条第 1 項の定めにより、毎週少なくとも 1 日の勤務を要しない日を与えるものとする。

5 (略)

(休日)

第 1 2 条 次の各号に掲げる日を休日とする。

(1) ~ (2) (略)

2 ~ 3 (略)

(年次有給休暇)

第 1 3 条 外国語指導助手は、第 4 条第 1 項に定める任用期間中に分割又は連続した 20 日間の年次有給休暇を取得することができる。ただし、20 日間の年次有給休暇のうち、10 日間は課業日及び長期休業中に取得できるものとし、10 日間は長期休業中のみ取得できるものとする。この年次有給休暇は、時間単位で取得することも差し支えない。

2 外国語指導助手が第 4 条第 1 項の任用期間満了後、町に再度任用される場合には 10 日間を限度として年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)を、次の任用期間に繰り越すことができるものとする。

3 ~ 4 (略)

(病気休暇)

第 1 4 条 (略)

(特別休暇)

第 1 5 条

(1) ~ (4) (略)

(5) 女子の外国語指導助手が 6 週間(多胎妊娠の場合にあつては、14 週間)以内に出産する予定である場合 出産の日までの届け出た期間

(6) 女子の外国語指導助手が出産した場合 出産の日の翌日から 8 週間を経過

4 (略)

(休日)

第 1 2 条 次に掲げる日を休日とする。

(1) ~ (2) (略)

2 ~ 3 (略)

(年次有給休暇)

第 1 3 条 外国語指導助手は、第 4 条に定める契約期間中に分割又は連続した 20 日間の年次有給休暇を取得することができる。ただし、20 日間の年次有給休暇のうち、10 日間は課業日及び長期休業中に取得できるものとし、10 日間は長期休業中のみ取得できるものとする。この年次有給休暇は、時間単位で取得することも差し支えない。

2 外国語指導助手が第 4 条の契約期間終了後、町と契約を更新する場合には、10 日間を限度として年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)を、次の契約期間に繰り越すことができるものとする。

3 ~ 4 (略)

(病気休暇)

第 1 4 条 (略)

(特別休暇)

第 1 5 条

(1) ~ (4) (略)

(5) 女性の外国語指導助手が 6 週間(多胎妊娠の場合にあつては、14 週間)以内に出産する予定である場合 出産の日までの届け出た期間

(6) 女性の外国語指導助手が出産した場合 出産の日の翌日から 8 週間を経過するまでの日。ただし、産後 6 週間を経過した女性の外国語指導助手が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間

<p>するまでの日。ただし、産後6週間を経過した<u>女子</u>の外国語指導助手が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。</p> <p>(7) <u>女子</u>の外国語指導助手が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間</p> <p>(8) <u>女子</u>の外国語指導助手が生理日の就業が著しく困難な場合 届け出た生理日</p> <p>(9) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する外国語指導助手が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日の範囲内の期間 <u>(養育する子が複数の場合にあつては、10日とする。)</u></p> <p>(10)～(11) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(休職)</p> <p>第16条</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 勤務できない事由が職務による負傷又は職務による疾病である場合は、その休職の期間中、<u>給料から公務災害補償等によって得られる給付を差し引いた全額</u>を支給する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(起訴休職)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>(勤務禁止)</p> <p>第18条 外国語指導助手が次<u>の各号</u>に掲げる伝染性の疾病その他の疾病にかかったときは、町は当該参加者を勤務させないものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> <u>前各号</u>に準ずる疾病で厚生労働大</p>	<p>を除く。</p> <p>(7) <u>女性</u>の外国語指導助手が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間</p> <p>(8) <u>女性</u>の外国語指導助手が生理日の就業が著しく困難な場合 届け出た生理日</p> <p>(9) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する外国語指導助手が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日の範囲内の期間</p> <p>(10)～(11) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(休職)</p> <p>第16条</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 勤務できない事由が職務による負傷又は疾病である場合は、その休職の期間中、<u>給料の全額</u>を支給する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(起訴休職)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>(勤務禁止)</p> <p>第18条 外国語指導助手が次に掲げる伝染性の疾病その他の疾病にかかったときは、町は、当該外国語指導助手を勤務させないものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 精神障がいのために、現に自身を傷付け、又は他人に害を及ぼすおそれのある者</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4) 前3号の規定</u>に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者</p> <p>2 (略)</p>
---	---

<p>臣が定めるものにかかった者</p> <p>2 (略)</p> <p>(休暇及び休職の手続き)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 第15条第1項第5号から第9号までの休暇を取得する場合は、予定日数をあらかじめ所属長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出なければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第17条第1項による休職及び第18条第1項による勤務禁止の原因となる事実が生じた場合は、当該外国語指導助手は速やかにその事実を所属長に届けなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第6章 服務</p> <p>(職務命令に従う義務)</p> <p>第20条～第22条 (略)</p> <p>(信用失墜行為の禁止)</p> <p>第23条 外国語指導助手語学指導等を行う外国青年招致事業の信用を傷つけるような行為をしてはならない。</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第24条 (略)</p> <p><u>(セクシャルハラスメントの禁止)</u></p> <p><u>第25条 外国語指導助手は、性的な言動によって他の職員に不快感を与えたり、就業環境を害してはならない。</u></p> <p>第26条～第27条 (略)</p> <p>(自動車等運転の制限)</p> <p>第28条 外国語指導助手は、<u>自宅から任用団体が指定する勤務場所への通勤のため</u>にする場合を除き、所属長の許可を受け<u>ることなく</u>その勤務のために自動車等を運転してはならない。</p> <p style="text-align: center;">第7章 懲戒</p>	<p>(休暇及び休職の手続)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 第15条第1項第5号から第8号までの休暇を取得する場合は、予定日数をあらかじめ所属長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由がやんだ後、速やかに届け出なければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第17条第1項の規定による休職及び前条第1項の規定による勤務禁止の原因となる事実が生じた場合は、当該外国語指導助手は、速やかにその事実を所属長に届けなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第6章 服務</p> <p>(職務命令に従う義務)</p> <p>第20条～第22条 (略)</p> <p>(信用失墜行為の禁止)</p> <p>第23条 外国語指導助手は、語学指導等を行う外国青年招致事業の信用を傷つけるような行為をしてはならない。</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>第25条～第26条 (略)</p> <p>(自動車運転の制限)</p> <p>第27条 外国語指導助手は、通勤のためにする場合を除き、所属長の許可を受けずにその勤務のために自動車を運転してはならない。</p> <p style="text-align: center;">第7章 懲戒</p> <p>(懲戒処分)</p> <p>第28条 町は、外国語指導助手に次の各号</p>
--	---

(懲戒処分)

第29条 町は、外国語指導助手に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該外国語指導助手に対し、戒告、減給、停職又は懲戒免職の処分をすることができる。

(1) (略)

(2) 禁錮以上の刑に処せられた場合

(3) ~ (4) (略)

2 前項の各処分の意義及び効果は、次の各号に定めるところによる。

(1) 戒告 書面により当該行為を戒める。

(2) 減給 1回につき平均給料の1日分の半額を減給し、当該行為を戒める。ただし、1月以内に2回以上減給する場合においても、その総額は1月における給料の10分の1を上回らないものとする。

(3) 停職 7日以内の期間を定めて勤務を禁止するものとし、その間の報酬は支払わない。

(4) 懲戒免職 予告期間を設けなく即時に免職する。この場合において、所管の労働基準監督署の認定を受けたときは、労基法第20条に規定する手当を支給しない。

第8章 公務災害補償等

(公務災害補償)

第30条 (略)

(公務外の災害補償)

第31条 町は、海外旅行傷害保険契約の締結により、外国語指導助手が公務上の災害又は通勤による災害以外の災害を受けた場合における損害補償について配慮するものとする。

のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該外国語指導助手に対し、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

(1) (略)

(2) ~ (3) (略)

2 前項の各処分の意義及び効果は、次に認めるところによる。

(1) 停職 7日以内の期間を定めて勤務を禁止するものとし、その間の給料は支払わない。

(2) 減給 1回につき平均賃金の1日分の半額を減給し、当該行為を戒める。ただし、1月以内に2回以上減給する場合においても、その総額は1月における賃金の10分の1を上回らないものとする。

(3) 戒告 書面により当該行為を戒める。

第8章 公務災害補償等

(公務災害補償)

第29条 (略)

(公務外の災害補償)

第30条 町は、損害保険契約の締結により、外国語指導助手が公務上の災害又は通勤による災害以外の災害を受けた場合における損害補償について配慮するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員県外視察研修 過去の研修状況

ア) 平成23年度 …10月18日(火)～19日(水)

◎滋賀県湖南市教育委員会

- ・特別支援教育、学力向上の取り組み
- ・家庭教育、地域活動支援の取り組み
- ・コミュニティスクールの取り組み(岩根小学校)

◎兵庫県猪名川町教育委員会

- ・特別支援教育、学力向上の取り組み
- ・就学前～小・中学校までの一貫教育の取り組み
- ・「言葉の力」の育成の取り組み

イ) 平成24年度 …10月18日(木)～19日(金)

◎香川県まんのう町教育委員会(町立四条小学校訪問)

- ・学力向上の取り組み
⇒学力検査結果等からの課題分析・検証・取組開始
 - ・実態の基づいた特色ある教育課程の創造
 - ・考える力を育てる授業の実現
 - ・自立に向かう心の教育の充実
 - ・家庭や地域との協力体制の確立
- ※まんのう町教育研究所(教師塾など)

◎岡山県久米南町教育委員会

- ・学力向上の取り組み
⇒久米南中学校区学力向上実践校の取り組み
 - ・校区小・中学校連携 学力向上研究推進協議
- ⇒教員の町費による確保
 - ・岡山市内の大学と連携
 - ・地域全体における「川柳」を通じた教育実践
 - ・図書館の取り組み
- ⇒蔵書数、貸出数岡山県一の取り組み
 - ・多種多様な図書館司書の配置と学校図書館との連携

ウ) 平成25年度 …10月17日(木)～18日(金)

◎広島県尾道市教育委員会(市立土堂小学校訪問)

- ・尾道市教育さくらプラン＝「夢と志を抱く子どもの育成」
 - ①尾道市教育委員会「スクールミッション」
 - ②コミュニティスクール
 - ・ミッションステートメント(学校運営協議会)
 - ・基礎学力向上の取り組み
- ⇒モジュール学習、検定試験(漢字・数学)など

学力・学習調査結果を教員全員が説明責任を果たす。

◎岡山県倉敷市教育委員会（市立倉敷南小学校訪問）

- ・国際都市の特徴を生かした**外国語活動**の取り組み
⇒英語教育総合プロジェクト、ネイティブイングリッシュティチャーの配置など
- ・確かな**学力向上**の取り組み
⇒退職校長による授業力アップ支援、少人数指導、個に応じた指導の充実、小・中連携など
- ・学校教育における**ICT環境整備**の取り組み
⇒児童生徒に学習への関心・集中力を高める。教員の授業力の向上と作業の効率化

エ)平成26年度 …10月15日（水）～16日（木）

◎島根県出雲市教育委員会

- ・出雲市における**教育改革**（H13）
⇒教育委員会の所管を学校教育に特化することで、きめ細やかな教育委員会施策を実施
- ・地域学校運営理事会の設置
- ・幼稚園のこども園化
- ・個別配慮が必要な児童生徒の支援
⇒スクールヘルパーの配置

◎鳥取県西伯郡伯耆町教育委員会

- ・確かな**学力の向上**と**人間力の向上**の取り組み
⇒学校と家庭との連動した取り組み
- ・土曜日等の事業について
- ・学校支援地域本部事業

オ)平成27年度 …10月14日（水）～15日（木）

◎兵庫県姫路市教育委員会（姫路市立総合教育センター、野里小学校）

- ・**ICT**を活用した教育の効果、整備状況
- ・小中一貫教育について
- ・学校サポート・スクラムチームの導入
- ・スクールヘルパー制度

◎鳥取県岩美町教育委員会（岩美中学校）

- ・**ICT**の取り組み、整備利活用状況

一 般 質 問 答 弁 書

質問事項番号	1 番	質問議員名	飯田 正征 (12 番)
質問事項 (質問要旨)	運動会で行われる組体操について ・本町における組体操の事故発生状況と対策は。		
答 弁 者	教育委員長	担当課	教育総務課

[答弁要旨]

飯田議員の「運動会で行う組体操の事故発生状況と対策について」のご質問でございます。

組み体操は、2人以上の者が組みになって行う体操であり、3人組、4人組と比較的少数の単位から、10人または15人と人数を増やした技があり、組体操の構成人数は多岐にわたっています。

この組体操の中で、特に、四つん這いになって重なる「ピラミッド」や肩の上に立って乗っていく「タワー」は、たくさんの者が心を一つにして力を合わせて行う技で見る者は盛り上がります。

しかしながら、昨年、他府県のある中学校で行われた組体操の中で、10段ピラミッドが崩れたり、5段ピラミッドを組む練習中、生徒が落下して骨折したという、事故報道がありました。

これらの事故は、児童生徒の実態が練習計画に合わず、演技者の負担過重となってしまったことや、100人以上の人間で作るピラミッドなどは、あまりにも巨大化し過ぎて見世物としての性格が強められたことが原因であろうと感じております。

本町の組体操中の状況でございますが、北条小で昨年の組み体操の練習中、サボテン（2人組で1人がもう一人の膝に立つ技）において転倒し腕を捻挫、一昨年には足を捻挫する怪我がありました。

北条中におきましては、平成 24 年、組み体操の相手の肩に立つ技の練習中に落下し、腕を骨折した怪我が、大栄中は平成 26 年、ピラミッドの練習中に足を捻挫する怪我がありました。大栄小では、近年、組体操中の怪我は起きていないようです。

本町での組み体操の実施状況でございますが、小学校は、先月の 21 日、ピラミッドが 5 段、タワーは 3 段で行われました。北条小、大栄小とも、すべての演技に教職員が補助に入り、安全に配慮した形で行われました。中学校につきましては、北条中が平成 24 年を最後に、大栄中は平成 26 年、組体操を行っていません。安全面の配慮や組体操を指導する教員の不在が理由とのことです。

本町の学校では、ピラミッドが 10 段ですとか、危険度の高い技を行ってはいませんが、実施に当たっては事故や怪我を起こさないよう、スポーツ庁から出された「組体操等による事故の防止について」を再度徹底しながら、また、事故や怪我が発生した学校の事例からも学び、今後とも安全面に配慮した取り組みとなるよう指導に努めてまいります。

サボテン



ピラミッド



タワー



(参考)

- 1 事故を受け、国から発せられた通知では、
 - ・児童生徒の成長にあわせて、内容を適切に見直すこと

- ・事故につながる危険度の高い技については、慎重に選択すること
- ・事故の事例等を指導する教員に周知徹底すること。 などとなっている。

2 事故を受け、組み体操を全面的に中止したり、独自にガイドラインを設ける自治体あり。名古屋市のガイドラインでは、「タワーは3段まで、最上段の児童の足場の高さは2メートル以下」「ピラミッドは4段目まで、最上段の足場の高さは2メートル以下」いずれも「複数の教師が補助」などととなっている。巨大化を防ぐ目的がある。

3 その他

- ・組み体操の目的は、いかに感動をもたらすか。
- ・安全に配慮することを前提であれば、難しいことに挑戦することも大切。
- ・やり切った達成感を胸に刻み込ませることが大切
- ・事故があったからといって、すぐに禁止等にしてしまうのはどうか。

4 組体操のねらい

(北条小学校)

『体育科における高学年の学習内容「体づくり運動」「体操」「表現運動」「集団行動」のまとめと発表の場であると同時に、2人から数人で行う集団演技によって運動の楽しさを体得し生涯に渡って運動を楽しもうとする児童を育成する』および『個々の可能な運動を組み合わせたり力を合わせることにより、北条小のスローガン「やさしく かしく たくましく」を表現する』

(大栄小学校)

集中力、表現力や団結力を育成するうえで有効である。目標に向かって努力した仲間とのつながりが感じられる。高学年としての自覚が高まる。心を一つにすることで生まれる感動体験、達成感を得られる。※組体操が終わった子ども達の充実した表情を見ていただければ教育的な価値のある種目だと考えています。

一 般 質 問 答 弁 書

質問事項番号	3 番	質問議員名	前田 栄治 (5 番)
質 問 事 項 (質問要旨)	人口増加対策とまちづくり ・保育料が下げる政策が打ち出されているが、家庭内保育をしている世帯をもっと支援すべき。		
答 弁 者	町長	担当課	教育総務課

[答弁要旨]

次に、家庭内保育をしている世帯への支援についてのご質問でございます。

これまで町といたしましては、家庭内保育をしたくても仕事に復帰せざるを得ない方も多く、休暇等が取得しやすい職場風土づくり、安心して子育てができる就労環境整備を図ることが重要であるとの考えから、これらの啓発や、こども園の充実、一時預かり事業や休日保育、病児・病後児保育など、子育て環境の充実、子育て支援事業の充実を行ってきました。

家庭内保育へ現金を給付するなどの支援は、昨年度から湯梨浜町、伯耆町で始められましたが、今年度では 6 町に広がりました。湯梨浜町では、給付制度により家庭内での保育が進み、0 歳児の入園が減っているとのことです。

このような各町の取組みを受け、県は先月「とっとり型保育のあり方研究会」を立ち上げ、家庭内保育の支援等を検討を始めました。年内に支援の方向性をまとめ、必要なものは来年度予算に反映させるとの方針ですので、その議論を見守りたいと思います。(次へ)

1 H28.4.1の0歳児の入園は68人。1年間の出生数を120人とする家庭内保育数は単純に52人。

2 育児休業給付金 1歳未満（要件で最大1歳6か月）の子を養育するために育児休業を取得した場合。金額は、育休開始～180日は月給の67%（上限約28万円）、その後は月給の50%（上限約21万円）

3 とっとり型の保育のあり方研究会

これまで取り組んできた子育て支援施策の成果と課題をまとめ、県の特徴を活かした保育、幼児教育の方向性・あり方を研究し、今後の事業展開や国への制度改正に係る提言を行うのが目的。研究会主な論点は、「家庭内保育を含め子育て世帯に対する経済的支援」「野外保育の推進策」。スケジュールは、5月に1回目の会議。7月～10月まで月1回の議論を行い、11月12月の2回の会議取りまとめ（H29 予算反映）を行う。

4 県内の家庭内保育支援（県内6町）

湯梨浜町：生後8週から1歳6月まで。3万円/人・月。H28 予算は30,587千円

三朝町：3月～6歳。3世代同居保育に限る。4,000円/人・月。予算1,080千円

琴浦町：6月～1歳到達日まで。3万円/月。2人目+5千円/月。予算1,800千円

その他は、若桜町2,700千円、大山町9,000千円、伯耆町11,508千円

一 般 質 問 答 弁 書

質問事項番号	6 番—2	質問議員名	長谷川昭二（13 番）
質問事項 (質問要旨)	子どもの貧困対策について ・子供の貧困対策大綱に基づく検討の場、計画策定について ・本町での現状と課題		
答 弁 者	町長	担当課	福祉課

[答弁要旨]

次に「子どもの貧困対策について」のご質問でございます。

はじめに、「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく、本町における「検討の場の設置」及び「計画の策定」についてお答えします。

まず、この「子供の貧困対策に関する大綱」については、平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき同年8月に閣議決定された大綱であります。この大綱は、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子供の貧困対策が極めて重要であり、その対策を国として総合的に推進することを目的として、策定されております。

議員ご質問にあります「子どもの貧困対策についての検討の場」及びその「計画の策定」についての具体的な義務規定は大綱にはございませんが、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第1項に基づき、鳥取県においては「子どもの貧困対策推進計画」が平成27年3月に策定されております。この計画の推進にあたりましては、市町村と県をはじめ、県民、関係団体等と相互に連携・協力すること、そして、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとして位置づけ、総合的な支援を展開していくことが明記されております。

具体的には、市町村と県の教育委員会と福祉分野との貧困対策に係る検討の場として「鳥取県こどもの学びの環境等低所得者対策連絡協議会」が設置されており、本町もその協議会に参画し、子どもの貧困問題をはじめ、高齢者、障がい者、若者、女性など幅広く低所得者対策の取組みの推進が図られているところでございます。

以上のことから、本町において子どもの貧困対策に関する計画の策定はいたしません。今後とも福祉課を中心として、子どもの生活困窮に関する情報を丁寧に拾いあげ、関係機関と連携し、支援を進めてまいります。

次に、本町における子どもの貧困対策の現状と課題についてお答えします。まず、本町における生活保護世帯の子どもの数の推移は、福祉事務所開設の平成 23 年度は 4 世帯 10 人でありましたが、現在は 3 世帯 6 人と減少しております。また、就学援助を受けた児童生徒の数の推移は、平成 23 年度は 58 人でありましたが、平成 27 年度は 87 人と増加しております。

一方、県内の統計値によりますと生活保護世帯の子どもの数の推移については、平成 20 年度の 700 人が平成 25 年度には 1,040 人、また就学援助を受けた児童生徒の数の推移については、6,062 人が 6,860 人と、いずれも全国水準よりは低くなっておりますが、確実に増加している傾向であります。

また、県内の生活保護世帯の子どもの高校卒業後の進学率は、最新の調査によりますと、県内平均の進学率が 72.9%に対して、生活

保護世帯の子どもの進学率は 18.5%と県全体の平均と比較し大きな差が見られ、家庭の経済状況が大きく影響しているものと推測されます。

やはり、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないように、また貧困の連鎖を防ぐためにも、本町としても貧困対策を着実に講じていくことが重要だと考えます。

ここで、本町の実施する事業について説明いたします。昨年から実施しております生活困窮者自立支援事業のうち、福祉課が窓口となり実施しております相談支援の現場から見えてきた、子どもの貧困に関連する相談傾向としては、40 歳代のパート就労の母子家庭から、子どもの進学費用等に関連した相談が多く、進学費用の福祉貸付等を支援しているところです。

さらに、同じく生活困窮者自立支援事業のうち、昨年度から困窮世帯の中学生を対象に実施しております学習支援事業についても、今年度からパソコンや通信教材を活用した ICT 学習を実施し、昨年度は 7 月からの事業の開始でしたが、これを今年度は 4 月からスタートするなど、切れ目のない学習支援を実施しているところであります。

なお、昨年度の本事業に参加した中学 3 年生 5 名は全員志望校に合格し、また参加者からのアンケート結果においても、学習習慣の定着化、学力の向上等、本事業の満足度について高い評価を得ているところです。

しかしながら、困窮世帯の子どもの生活実態の把握という意味では、現状を把握することが困難であり、いかに福祉課の自立相談窓口につなげ支援していくかが課題であると認識しております。

現状を把握・検証し対策を講ずるためにも、教育委員会との連携が課題であるという事を認識し、今後ともより一層の連携を図ってまいります。

一 般 質 問 答 弁 書

質問事項番号	6番-2	質問議員名	長谷川 昭二(13番)
質問事項 (質問要旨)	子どもの貧困対策について ・子どもの貧困対策大綱には子どもの貧困対策について、検討の場を設置するよう、計画を策定するよう、とある。本町の現状と課題について伺う。		
答 弁 者	教育委員長	担当課	教育総務課

[答弁要旨]

子どもの貧困対策に対する現状と課題についてのご質問であります。

先ほど町長から、貧困の現状と対策について答弁がありました。福祉課などが行っている事業のほかに教育委員会におきましては、音田教育振興基金による高校入学給付金の交付、保育料の軽減、放課後児童クラブによる児童育成、また、中部子ども支援センターに教育支援員の配置など、負担軽減、労働支援、教育相談活動などを行っているところでございます。

しかしながら、様々な事業や取組みを行っていますが、これらが困っている方に届かなければ意味がありません。困窮状況にある子どもを把握することが難しい状況にある中で、第一に子どもに視点を置いて、切れ目のない対応を進めるために、学校、こども園、福祉課等と連携・協力しながら、子どもの将来がその経済的な理由で左右されることがないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、確実な支援につなげていきたいと考えます。

なお、貧困対策などを含む、子どもの家庭環境による問題に対処するため、今年度から配置する予定のスクールソーシャルワーカーにつきましては、人材がみつからず雇用できていない状況でござい

ますので、今後も配置につきまして、県などに要望していきたいと思いを思います。

(参考)

- 1 H27 年度に就学援助を受けた児童生徒数は、87 人（全児童は 1,214 人）、H23 年度は、58 人（1,260 人）
- 2 H28 から中部子ども支援センターに教員免許を持つ支援員を 2 名配置。支援センターに通えない児童生徒の家庭や関係機関に訪問し、相談や学習支援を行う。
- 3 貧困対策が主ではないが、子育て支援センターに乳児の家庭を訪問する訪問相談員、中学校にスクールカウンセラーの配置などがある。
- 4 スクールソーシャルワーカー（SSW）は、子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家。
- 5 不登校児童生徒対策には、スクールカウンセラー（SC）を配置。障害のある児童生徒対応には、特別支援教育コーディネーターを配置。